

海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター 事業系一般廃棄物について

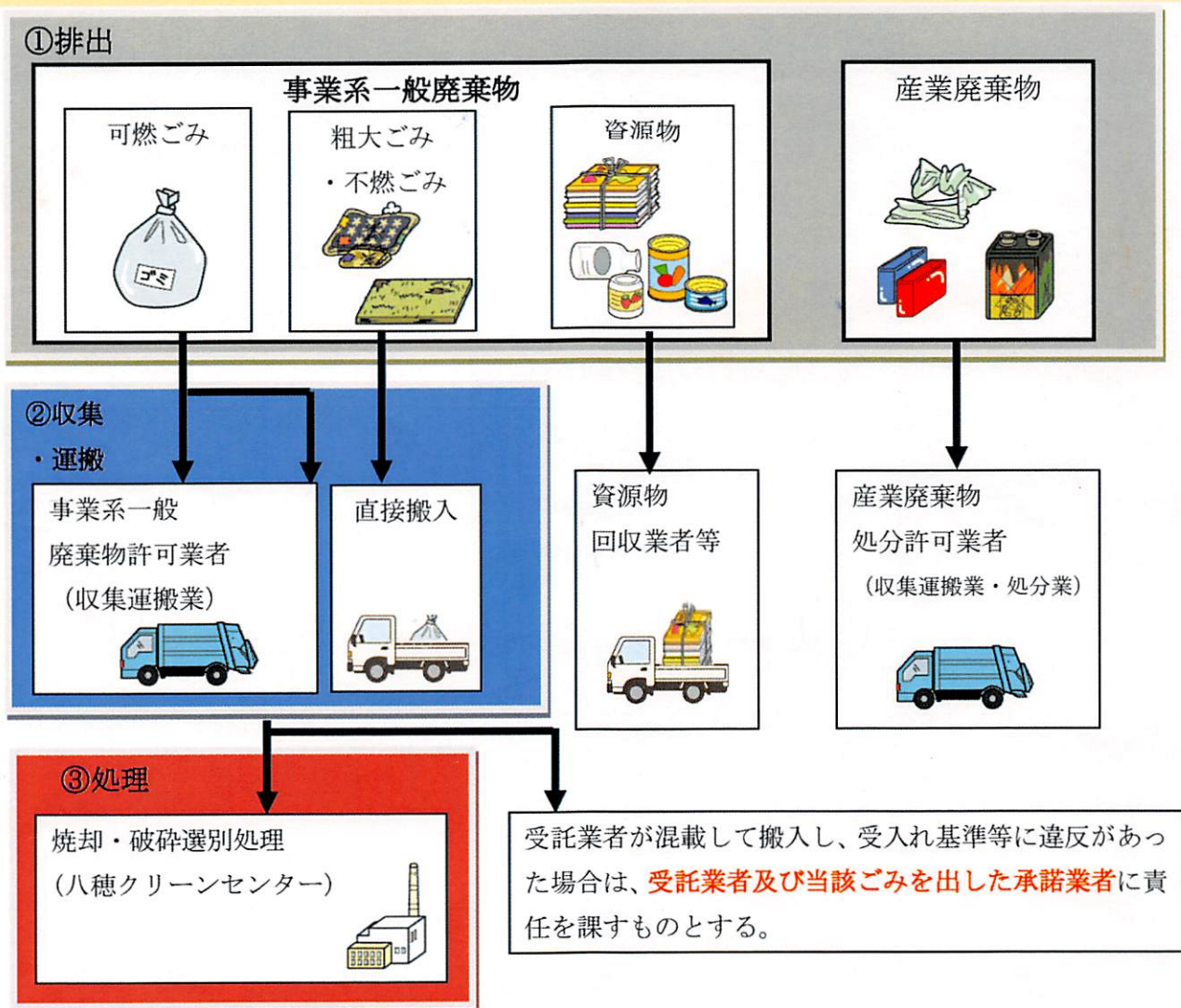
1 事業系ごみとは

事業系ごみとは営利・非営利問わず事業所、作業所、店舗、商店（個人含む）等、事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて事業系ごみです。

事業系ごみには事業を営むときに出るごみだけでなく、従業員や社員が消費して出たごみ（弁当がら等）も含まれます。

事業系ごみは家庭ごみとは処理方法が異なるため、定められた適正な処理を行ってください。

2 事業系廃棄物の処理方法



3 八穂クリーンセンター受入基準

- (1) 可燃ごみは、家庭系ごみと同等で、中の見えるごみ袋を用い、屋号等を記入する。
- (2) 直接搬入に限り、可燃性粗大・不燃性粗大は、家庭系ごみと同様で、剪定枝等については、2m×1.5m×2m 太さ30cm未満（許可業者にて搬入の場合は、長さ50cm未満）
- (3) 草の搬入については、混載を認めない。ただし、混載の場合は中の見えるごみ袋を用い、屋号等を記入する
- (4) 木の搬入については、混載を認めない。ただし、混載の場合はヒモ等で縛り排出する。